

中山間下郷集落協定

2020.8.11

1 集落協定の実施体制

(1) 集落協定の管理体制(構成員の役割分担)

代表者:宮本隆治 書記担当:岸浩文 会計担当:杉岡直人 共同機械担当:杉山忠明
土地改良施設担当:佐々木雅子 法面点検担当:杉山慎吾、北井隆史

(2) 水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なり ーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者

宮本隆治、岸浩文、杉山忠明、佐々木雅子、杉山慎吾、北井隆史

2 農用地の管理方法

農用地:集落協定参加者が協定内容に従って管理する。

水路農道等:協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。

3 協定対象となる農用地

(1) 基本分(体制整備単価)

	面積(m ²)	単価(10a当たり)	交付額(円)
急傾斜	223,556	21,000	4,694,676
緩傾斜	4,986	8,000	39,888
計	228,542		4,734,564

(2) 加算措置

加算措置	面積(m ²)	単価(円/10a)	金額
超急傾斜農地保全管理加算	223,556	6,000	1,341,336
集落機能強化加算	4,896	3,000	462,070
	223,556	2,000	
生産性向上加算	228,542	2,000	457,084

4 集落マスタープラン(必須事項)

(1) 集落における将来像

- ① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- ② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保

(2) 将来像を実現するための目標と活動計画

活動方策	活動計画(目標)
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	今まで行ってきた、水稻・大豆生産機械の共同利用と作業受委託を継続する。
農業生産条件の強化	ため池、用水路、農道の維持管理を継続する。
担い手への農地集積	中心的担い手及び、新規就農者への農地流動化を進める。
新規就農者等による農業生産	定住を進め、新規移住者、新規就農者を確保する。新規就農者の営農指導をベテラン農家が行い、経営の早期確立を支援する。
地場産農産物等の加工・販売	今まで行ってきた「もち加工」の受託と商品化を継続する。

5 農業生産活動等として取り組むべき事項

(1) 農用地に関する事項

- ・耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
- ・協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
- ・協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。

(2) 水路・農道等の管理方法

- ①水路:水路清掃、草刈り
- ②農道:簡易補修、草刈り

(3) 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

- ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
- ・棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
- ・体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。

7 交付金の使途

(1) 交付金は、集落を代表して宮本隆治が市町村より受け取る。

(2) 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬・事務費・総会	505,000
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲大豆おの生産体制整備 ・もちの加工施設維持管理と販売促進 ・鳥獣害防護柵の維持管理 ・狩猟者の育成と支援 ・新規就農者育成と担い手の農地集積 ・交流人口の増加対策と定住支援 	1,885,000
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	溝掃除、農道草刈り、溜池の草刈り	1,045,000
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	不測の事態の出役	62,527
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額		0

(3) 交付金の積立・繰越に係る計画:無し

(4) 次のとおり支出する。個人配分:50%、3,497,527円

8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(体制整備単価交付必須事項)

別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

9 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

項目	取組期間	現状	達成目標
超急傾斜農地保全管理加算	令和2年度～令和6年度	<p>急傾斜農地 1、2、3、4、5-1、5-3団地 対象農用地面積:223,556㎡ (田223,556㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期対策までで協定農地周辺部にワイヤーメッシュや電気牧柵を設置しているが、頻繁にイノシシ等に突破されて被害が発生している。 ・現在2名が集落協定内で有害鳥獣捕獲活動を行っているが頻繁に被害の発生がある ・第4期対策までで整備したもち加工施設で協定参加者のもち加工を受託している。一部は商品化されて町内の直売所で販売されている。 ・第4期対策まで、もちの原材料である米、大豆の生産支援のため、共同利用機械の整備と農作業受託体制整備を行ってきた。 	<p>[超急傾斜農地の保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止施設の維持管理活動を継続する 協定農用地周辺部に設置しているワイヤーメッシュや電気牧柵の点検・草刈・損傷箇所の補修等を行い、施設を適切に維持する。 ・有害鳥獣捕獲体制を確立する狩猟免許取得者確保と活動支援、ワナ維持管理や導入を行う。 <p>[農産物の販売促進等]</p> <p>当該農地で生産される農産物(米、大豆)の生産体制を維持するとともに、もち加工し、丸餅、豆もちなどの商品開発を行い、町内の直売所で販売する。</p> <p>なお、直売所での販売数量目標は令和元年度実績の219袋以上とする。</p>
集落機能強化加算	令和2年度～令和6年度	<p>集落内の空き家を活用し移住者の受け入れを進め、第4期対策期間中には2名の新規就農者を確保してきた。</p> <p>しかし、集落内の住民及び農業従事者の高齢化が深刻であり、集落機能の維持と農業生産の維持のためには、更にIターンやUターンを進め、集落人口の確保と新規就農者の確保が必要である。</p>	<p>[新たな人材確保に対する取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WWOOF、農作業体験交流会を通じて、集落内への定住者を確保する。 ・WWOOF受け入れ農家を2戸とする。 ・農作業体感交流会を年3回以上開催する。(田植え、野菜収穫、稲刈り、餅つき、味噌作りなど) ・活動を通じて取組期間内に2世帯の新規定住者を確保する。
生産性向上加算	令和2年度～令和6年度	<p>集落協定内には令和元年度に実質化された「人農地プラン」に位置づけられている担い手が7名あり、協定農用地の担い手への集積(令和元年度末)は集落協定の33%(9.0ha)となっている。</p>	<p>[農業生産性の向上を図る取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規定住者の就農支援と営農支援をおこない、現在の7名の担い手に加え、3名の新規就農者を確保し、新規就農者を含めた担い手への協定農用地の集積率を50%(11.5ha)まで増加させる。

10a当たりの交付金内訳と支出計画



令和2年度共同取組活動の支出計画の詳細

共同取組活動			
①役員等の各担当者の活動に対する経費			
①	役員報酬	350,000	会長 9万、書記8万、会計8万、機械担当4万、他役員1.5万×4人
	会議費用弁償	105,000	8回×7人×@3000(本年は例年より3回多く予定)
	事務費	50,000	事務費・総会費
	計	505,000	
②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費			
②	生産組合活動支援	300,000	生産組合の機械の修繕、更新
	加工部会活動支援	300,000	機械の修繕、商品開発、パッケージ作成、販売促進
	ワイヤーメッシュ点検	225,000	45人×@5000
	狩猟者への支援	60,000	3人×@20,000
	鳥獣害防止施設	200,000	イノシシワナ、電気牧柵、メッシュ
	担い手への農地集積	400,000	新規就農者の経営確立支援:5人(椎橋、桑名、北井、松本、家門) 担い手へ農地を提供した方へのお礼(協定加入者に限る)@10,000
	定住支援	400,000	新規定住支援 令和2年以降の移住者の支援を下町地内の協定加入者で行う@5000×40人 楽じゃもむら暮らし活動支援(wooof受入、農作業体験、下町のPR、移住相談)
	計	1,885,000	
③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費			
③	溝掃除	225,000	45人×@5000
	ため池点検	15,000	3人×@5000
	水路の草刈り・点検	35,000	7人×@5000
	ため池草刈り	225,000	45人×@5000
	ため池草焼き	225,000	45人×@5000
	燃料代	20,000	
	溜池・水路維持管理	300,000	
	計	1,045,000	
④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費			
④		62,527	不測の事態の出役
⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額			
		なし	